

重大事故・事件発生時の緊急連絡

バス【一般乗合、一般貸切、特定旅客、自家用有償旅客運送者(注)】

(注)道路運送法施行令第4条第1項の規定に基づく 指定都道府県等を除く。

●速報の対象になる重大事故

- ①乗客、乗員、歩行者その他を問わず **1名以上の死者**を生じた事故
- ②乗客、乗員、歩行者その他を問わず **5名以上の重傷者**を生じた事故
- ③乗客に**1名以上の重傷者**を生じた事故
- ④乗客、乗員、歩行者その他を問わず **10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)**を生じた事故
- ⑤転覆、転落、火災(積載物品の火災を含む)を起こした事故
- ⑥鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突又は接触した事故
- ⑦酒気帯び運転
- ⑧自然災害に起因する可能性のある事故
- ⑨運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの(脳疾患、心臓疾患、意識喪失に起因すると思われるもの)
- ⑩その他社会的影響が大きいと認める事故
(例：報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき)

●速報の対象になる重大事件

- ①乗客、乗員に死者が出た事件
- ②乗員による業務中の暴行事件
- ③報道機関などから取材、問合せを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

●速報の対象になる重大事件の予告

- ①特定重大事件 又は 重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他予告行為

【速報の連絡先】

◆開庁時(平日8:30~17:15)

……管轄の運輸支局 整備部門

◆上記時間外、土日祝祭日

……管轄の運輸支局 整備部門(緊急携帯電話)

または

九州運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課(緊急携帯電話)

○速報の対象になる特定重大事件(直ちに連絡!)

- ①バスジャック
- ②施設の不法占拠
- ③爆弾又はこれに類するものの爆発
- ④核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

【速報の連絡先】

◆開庁時(平日8:30~17:45)

……九州運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課

◆上記時間外、土日祝祭日

……九州運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課(緊急携帯電話)

速報は、

- ①**まずは電話**で分かる範囲で第1報の報告を行い、その後、担当者の指示を仰ぐこと。
- ②**24時間**以内に報告すること。
- ③追加情報があれば、随時連絡すること。
- ④速報に該当するか判断できない場合についても、連絡すること。

「自動車事故報告規則」「自動車事故報告規則の取扱要領」「事業用自動車緊急時対応マニュアル」に基づく速報